令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施状況及び効果検証結果

| N o | 担当課 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②事業費の内容 ③事業費の内部 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 総事業費 | 交付金 充当額 | その他 特定財源 (国県補助) | 成果目標 | 実績 | 事業の効果 | |
|-----|--------|---------------------------------|---|------------|------------|-----------------------|--|----------------|---------|--|
| 1 | 福祉介護課 | 住民税非課税世帯生活支援給付事業 【低所得者世帯給付金】 | ①コロナ禍において物価高が続く中で低所得の方々の生活を維持するために、低所得世帯への支援を行った。令和5年度住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯当たり30,000円を支給した。(基準日は令和5年6月1日) ②他所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 79,940千円 ア) R5年度分の住民税非課税世帯 2,664世帯×30千円=79,920千円 イ) 基準日以降に転入したR5年度分の住民税非課税世帯 0世帯×30千円=0千円 ウ) 家計急変世帯 1世帯×20千円=20千円 事務費 986,739円 (4ア) R5年度分の住民税非課税世帯(2,664世帯)、イ) 基準日以降に転入したR5年度分の住民税非課税世帯(0世帯)、ウ) 察計急変世帯 1世帯 ※ 20千円=20千円 事務費 986,739円 | 80,926,739 | 80,926,739 | - | 対象世帯に 対して令和5 年7月までに 支給を開始 する | 令和5年7月 支給開始 | 効果的であった | コロナ禍において物価高騰等の影響により厳しい生活を送 る低所得世帯の生活支援につながった。 |
| 2 | 福祉介護課 | 住民税所得割非課税世帯等生活支援給付事業 | ①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠(30,000円給付)に該当しない令和5年度住民税均等割のみ課料世業に対し、1世業出土は900円と支急となり、1 | 14,890,424 | 14,890,424 | - | 対象世帯に 対して令和5 年7月までに 支給を開始 する | 令和5年7月 支給開始 | 効果的であった | コロナ禍において物価高騰等の影響により厳しい生活を送 る低所得世帯の生活支援につながった。 |
| 3 | 福祉介護課 | 介護・医療・障害福祉施設運営支援事業 | ①コロナ禍において電力・ガス等の価格高騰の影響を受ける介護施設、病院、障害福祉施設の事業継続を支援するため、光熱費、燃料費の一部を補助した。 ②補助金 ③ア)入所定員が100人を超える介護施設 1.施設当たり1,000千円×5施設=5,000千円 イ)病院 1.施設当たり1,000千円×2施設=2,000千円 ウ)エネルギー価格高騰による影響額が100万円を超える施設 1.施設当たり400千円×2.施設=800千円 ④市内の介護施設6施設、病院2.施設、障害福祉施設1.施設 | 7,800,000 | 7,800,000 | - | 補助金交付施設数 16施設 | 9施設 | 効果的であった | 物価高騰等の影響を受けた介護施設等の運営を支援したことにより、交付を行った施設すべてが事業を継続できている。 |
| 4 | こども支援課 | 子育て世帯生活応援事業 | ①コロナ禍における物価高騰などにより経済的に影響を受ける 子育で世帯を支援するため、児童手当の対象となる児童1人あ たり1万円の給付金を支給した。 ②給付金 ③10,000円×2,749人=27,460千円 ・給付金 児童手当受給対象児童(15歳まで)10,000円× 2,746人=27,460千円・事務費 414千円 ④児童手当受給者対象児童 | 27,874,272 | 27,874,272 | - | 対象者(申 請者を含む) に対する給 付率 100% | 100% | 効果的であった | 物価高騰に直面している子育て世帯の生活支援ができた。 |
| 5 | こども支援課 | 保育園等物価高騰対策支援事業 | ①コロナ禍において物価高騰の影響を受ける私立の保育園・認定こども園の光熱水費及び食材費に対して補助金を支給し、 負担の軽減を図った。 ②補助金 ③令和4年度の実績を基に算出した額(合計4.694,500円) ④市内の私立保育園3園及び私立認定こども園3園 | 4,694,500 | 4,694,500 | - | 補助金交付施設数 6園 | 6園 | 効果的であった | 高騰した光熱水費、食材費の軽減により、園運営の継続及 び保護者負担の軽減につながった。 |
| 6 | 農林水産課 | 水稲営農継続支援事業 | ①コロナ禍において肥料価格高騰の影響を受ける稲作農家の 営農継続を支援するため、補助金を交付した。 ②補助金、事務費 ③1,724.21ha(対象面積)×500円/10a=8,621,050円 事務費 347,632円 ④主食用水稲を作付けする農業経営体で、R5の営農計画書を 提出した者 | 8,968,682 | 8,968,682 | - | 水稲・転作 作物の作付 面積の維持 3,297ha | 3,235ha | 効果的であった | 肥料価格高騰の中においても、水稲作付面積がほぼ前年 同様だった。 |

| No | 担当課 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②事業費の内容 ③事業費の内訳 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 総事業費 | 交付金 充当額 | その他 特定財源 (国県補助) | 成果目標 | 実績 | 事業の効果 | |
|----|-------|--------------------------|--|------------|------------|-----------------------|------------------------------------|---------|---------|---|
| 7 | 農林水産課 | 畑作営農継続支援事業 | ①コロナ禍において肥料価格高騰の影響を受ける畑作農家の営農継続を支援するため、補助金を交付した。 ②補助金 ③11,978a(対象面積)×500円/10a=598,900円 ④農業委員会が整備する農地台帳における地目が畑である農地を作付する農家で、出荷・販売実績が確認できる者 | 598,900 | 598,900 | - | 園芸作物の 作付面積の 維持 670ha | 670ha | 効果的であった | 肥料価格高騰の中においても、園芸作付面積が前年同様 だった。 |
| 8 | 農林水産課 | 施設園芸農家生産支援事業 | ①コロナ禍において燃料価格の高騰の影響を受ける施設園芸農家の営農継続を支援するため、補助金を交付した。 ②補助金 ③112,958リットル(対象燃油)×10円/リットル=1,129,580円 ④加温設備を有する農業施設を使用して農産物の生産及び販売を行っている者 | 1,129,580 | 1,129,580 | - | コロナ禍を理 由とした廃業 件数 0件 | 0件 | 効果的であった | 燃油価格高騰の中においても、補助対象農家の事業継続がなされた。 |
| 9 | 農林水産課 | 畜産飼料高騰対策支援事業 | ①コロナ禍において飼料価格の高騰の影響を受ける畜産農家の営農継続を支援するため、補助金を交付した。 ②補助金 ③787頭(対象頭数)×10,000円=7,870,000円 ④肉用牛の繁殖及び肥育、あるいは乳業による生乳を実施している者 | 7,870,000 | 7,870,000 | - | コロナ禍を理 由とした廃業 件数 0件 | 0件 | 効果的であった | 輸入原料の価格高騰の中においても、補助対象農家の事業継続がなされた。 |
| 10 | 農林水産課 | 農業水利施設電気料金高騰対策支援事 業 | ①コロナ禍における農業水利施設の電気料金高騰の影響を受けて農業者の負担が増加しないよう、農業水利施設を管理する4団体の土地改良区に対し、電気料金の高騰相当分を補助した。②補助金③(エネルギー料金の高騰分の10分の7])×1/3=891,314円。4土地改良区(胎内川沿岸土地改良区、築地土地改良区、加治郷土地改良区、流川沿岸土地改良区) | 891,314 | 891,314 | - | 水稲・転作 作物の作付 面積の維持 3,290ha | 3,235ha | 効果的であった | 電気料金高騰の中においても農業者が負担する土地改良費が前年度とほぼ同額となった。 |
| 11 | 商工観光課 | 物価高騰対策中小事業者省電力化等支 援事業 | ①コロナ禍においてエネルギー価格高騰の影響を受ける中小事業者の経営継続を支援するため、消費電力の少ない設備への更新に対し補助金を交付した。 ②補助金 ③補助対象経費の3分の2、上限500千円 47事業所、16,770千円 ④市内に本社を持つ中小企業又はそれに準ずるもの | 16,770,000 | 16,770,000 | - | 予算執行率 100% | 83.85% | 効果的であった | 中小事業者の省エネ設備等への更新に対するニーズに応 えることができた。 |
| 12 | 商工観光課 | 教育旅行等送客支援助成事業 | ①コロナ禍の物価高騰に伴い影響を受ける宿泊施設等の利用 拡大を図るため、胎内市の宿泊施設へ10人以上の教育機関関 係者の送客を行う旅行代理店等に対し助成を行った。 ②補助金 ③1,000円×1,193人泊=1,193,000円 ④旅行代理店等 | 1,193,000 | 1,193,000 | - | 市内のホテル、旅館へ の宿泊 2,000人泊 | 1,193人泊 | 効果的であった | 助成が教育旅行の行先決定に大きく影響したとの声が旅 行会社から多数あり、団体旅行客の誘致に効果的であっ た。 |
| 13 | 商工観光課 | 胎内市タクシー観光利用促進事業 | ①コロナ禍においてエネルギー価格高騰の影響を受けるタクシーの利用を促進するとともに、観光誘客による消費拡大を図るため、市外からの観光目的のタクシー利用者に対して、2,000円以上利用した場合、1,000円につき500円を助成した。 ②補助金 ③2,000円×延べ51人利用=102,000円 ④タクシー事業者 | 102,000 | 102,000 | - | 利用数 350件 | 46件 | 効果的であった | 助成件数は少数であるものの、自家用車を持たない方や 運転に不安を抱える方等の観光利用が促進された。 |
| 14 | 学校教育課 | 給食費物価等高騰対策支援事業 | ①コロナ禍における学校給食の原材料費の高騰に伴う保護者負担を軽減するため、給食費の増額相当分を市が負担し、給食費を出れまでと同額に据え置いた。 ②補助金 ③小学生 26円/食(4月~9月)、34円/食(10月~3月) 7,072,182円 中学生 30円/食(4月~9月)、42円/食(10月~3月) 3,958,788円 計11,030,970円 ④市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者 | 11,030,970 | 11,030,970 | - | 給食費の増 額相当分の 保護者負担 額 0円 | 0円 | 効果的であった | 物価高騰が続く中、保護者の負担を据え置きつつ、児童生徒の成育に必要な学校給食を量や質を下げることなく提供することができた。 |

| N | 担当課 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②事業費の内容 ③事業費の内訳 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 総事業費 | 交付金 充当額 | その他 特定財源 (国県補助) | 成果目標 | 実績 | 事業の効果 | |
|----|--------|---------------------------|--|------------|------------|---|---|----------------|---------|--|
| 1! | 上下水道課 | 公営企業会計補助 | ①コロナ禍において電力価格・物価高騰により事業経費が増大 している胎内市農業集落排水事業会計及び胎内市簡易水道 事業会計に対し高騰分を補助することにより、経営の安定化を 図り、使用料の上昇を抑制した。 ②③補助金 農業集落排水事業 10,998,000円 簡易水道事業 5,980,000円 ④胎内市農業集落排水事業会計及び胎内市簡易水道事業会計 | 16,978,000 | 1,986,176 | 13,226,291 (物価高騰 対応重点支 援地方創生 臨時交付 金) | 農業集落排 水及び簡易 水道料金の 上昇額 0円 | 0円 | 効果的であった | 農業集落排水事業及び簡易水道事業の料金を現行水準 に維持することができ、市民の費用負担を軽減できた。 |
| 10 | 福祉介護課 | 暖房費助成事業 | ①コロナ禍において物価高騰等の影響を受け、厳しい生活状況にある生活困窮者の暖房費への支援として、生活困窮世帯に対し1世帯当たり5,000円を給付した。 ②扶助費、事務費 ③扶助費 5,000円×2,291世帯=11,455,000円事務費 539,999円 ④対象世帯 2,291世帯 | 11,994,999 | 6,013,999 | 5,981,000 | 対象世帯に 対して令和6 年3月中旬ま でに支給を 完了する。 | 令和6年3月 支給完了 | 効果的であった | 生活困窮世帯に対し暖房費の一部を助成することで、生活の安定及び福祉の増進を図ることができた。 |
| 13 | こども支援課 | 保育園等感染拡大防止対策事業 | ①新型コロナウイルス感染防止対策として、市立保育園・地域 子育て支援センターに感染対策用品を配備した。 ②③消耗品費(消毒用アルコール等) 633,534円 ④市内保育園(公立3園)、地域子育て支援センター | 633,534 | 105,000 | _ | 施設におけ る集団感染 事例 0件 | 0件 | 効果的であった | 年度の途中において新型コロナが5類へ移行したものの、施設利用者及び従事する職員の感染症対策として必要な物品を配置し、安心して利用できるよう対応することができた。 |
| 18 | 福祉介護課 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | ①特例貸付の借受け人に対するフォローアップの体制を強化するため、自立相談支援機関における相談支援員1名を加配した。 ②業務委託料 ③委託先人件費 5,778,617円 ④胎内市社会福祉協議会 | 5,778,617 | 1,250,000 | 3,750,000 | 相談者全てに支援を提供する。 | 646人 | 効果的であった | 物価高騰等の影響により生活に困窮される方々に対し、柔軟な相談支援を行うための体制強化を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図ることができた。 |